OEC GROUP
OEC FREIGHT JAPAN CO., LTD.
505, TOYO BLDG.,2-19 KAIGANDORI 1-CHOME,
CHUO-KU, KOBE, 650-0024 JAPAN
TEL: 81-78-327-1085 FAX:81-78-327-1086

お客様各位

北米税関による船積み24時間前カーゴマニフェスト申告規制に関して

対応方法とご協力のお願い

(2003/02/06 作成)

オーイーシーフレイトジャパン株式会社

拝啓、
春寒の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2 月 2 日より上記北米税関新ルールがいよいよ本格稼動となっております。その申告作業に必要となる情報のご提供を以下の通りご協力をお願いいたします。具体的な内容・方法は以下の通りです。

対象貨物	**北米向け、もしくは本船が北米を経由してカナダ・中南米へ向かう貨物。**
必要情報 (詳細内容につきましては、「AMS SHEET ご記入上の注意」をご参照ください。)	**1,正確な SHIPPER 名、住所および電話番号。** **2,正確な CONSIGNEE 名、住所、電話番号および ZIP CODE(あるいは北米税関が認証した I/D 番号)。** **3,NOTIFY 欄も CONSIGNEE 欄と同様にお願いします。** **4,すべての正確なかつ具体的な貨物名称の記載、および6桁の HTS CODE。** **5,貨物の最小梱包単位での個数の記載。**
情報提供方法	**OEC AMS SHEET へのご記入後、サインの上弊社へ FAX お願いします。** (ご記入方法は添付の OEC AMS SHEET をご覧ください) (荷主様ご自身、もしくは荷主様のご指示により取扱業者様がご記入ください。) (これらの情報をすでに DOCK RECIEPT や SHIPPING INSTRUCTION へ記載されている場合は、その旨 AMS SHEET 上でご指示ください。)
情報提供期限	**CY 貨物 ➔ CY CUT 日の 12:00PM まで** **CFS 貨物 ➔ CFS CUT 日の 14:00PM まで**
内容の訂正	**CUT 日の 16:00PM 以降の訂正はお受けできませんのでご了承ください。**
注意点	1,必要な情報を上記期限までにご提供いただけない場合は、船積みができない場合がございますのでご注意ください。 2,情報送信後北米税関より船積み差し止め命令が出された際には、解除になるまで当該貨物を船積みすることはできません。また、それに関して発生した費用や損害について、弊社では一切の責任を負うことはできませんのでご了承ください。 3,ご提供いただきました情報が正しいか否かについて、弊社では確認が不可能ですので、書類の作成は十分にご注意ください。また、万が一ご提供いただいた内容に問題があり、米国税関よりペナルティが課せられた場合、一件あたり USD5,000.-から USD10,000.-程度の罰金となります。また問題によっては、「米国港湾での荷揚げ差し止め」や「本船の米国港湾への入港差し止め」などより厳しいペナルティが課せられる可能性もございます。これらの罰金やそれにともない発生する費用につきまして、お客様にご負担いただかざるを得なくなりますので、くれぐれもご注意ください。

以上 どうぞよろしくお願いいたします。
また、北米税関新ルール及び AMS についてご不明の点がございましたら、担当藤井(TEL:078-327-1085) までご連絡ください。

敬具

OEC AMS SHEET

(OEC JAPAN FAX NO. 078-327-1086)

米国税関による船積24時間前カーゴマニフェスト申告規制に関連して、以下の内容をご記入いただき弊社宛に FAX いただきますようお願い申し上げます。（北米向けおよび北米を経由してカナダや中南米に向かう貨物に関して必要となります。）

＊荷主様ご自身、もしくは荷主様のご指示により取扱業者様がご記入ください。

＊ご提出期限： CFS 貨物の場合=CFS CUT 日の 14:00PM まで ／ CY 貨物の場合=CY CUT 日の 12:00PM まで

＊できましたら SHIPPING INSTRUCTION および DOCK RECIEPT と合わせて FAX ください。

OEC お問合せ NO.		BOOKING NO.	
VESSEL NAME			
ORIGIN		DESTINATION	

＊SHIPPING INSTRUCTION および DOCK RECIEPT と合わせて FAX いただく際、必要な内容がすでにそれらの書類にすべて含まれている場合は、該当する☐へ"レ"をつけてください。その場合は再度ご記入いただく必要はございません。

SHIPPER NAME & ADDRESS & PHONE NO.	☐SHIPPING INSTRUCTION の通りです。
CONSIGNEE NAME & ADDRESS + ZIP & PHONE NO.	☐SHIPPING INSTRUCTION の通りです。
NOTIFY NAME & ADDRESS + ZIP & PHONE NO.	☐SHIPPING INSTRUCTION の通りです。 ☐SAME AS CONSIGNEE

DESCRIPTION OF GOOD	HTS CODE	QUANTITY	PACKAGE TYPE
☐SHIPPING INSTRUCTION の通りです。	☐DOCK RECIEPT の通りです。		

・上記内容にもとづいて米国税関へマニフェスト情報を送信させていただきます。
・内容に誤りや不備があった際、船積できない場合やペナルティが課せられる場合がございますので、十分ご確認の上ご記入ください。
・内容の訂正は、CUT 日の 16:00PM までとなっております。

内容を再度ご確認の上、ご記入いただいた方のお名前および電話番号をご記入ください。	
御社名	
御署名	
連絡電話番号	

OEC AMS SHEET

＜ご記入上の注意＞

1, SHIPPER 及び CONSIGNEE について

a)必ず正確な ACTUAL SHIPPER 名、電話番号及び住所をご記入ください。

b)必ず正確な ACTUAL CONSIGNEE 名、住所、電話番号及び ZIP CODE をご記入ください。（もしくは米国税関が認証した I/D 番号を記載お願いします。）

c)NOTIFY 欄も CONSIGNEE 欄と同様にお願いします。

d)B/L 上"TO ORDER"表記の場合でも、マニフェスト情報では認められませんので、「AMS SHEET」には必ず CARGO OWNER の名前、住所、電話番号および ZIP CODE をご記入の上 FAX ください。

e)SHIPPER 欄には必ず出港国に所在する SHIPPER を、また CONSIGNEE 欄には必ず目的国に所在する CONSIGNEE をご記入ください。

2, 貨物内容の正確かつ具体的な記載

a)必ずすべての貨物について、正確で具体的な貨物の名称を記載お願いします。
（別紙「CARGO DESCRIPTION について」をご参照ください。）

b)また、合わせて 6 桁の HTS CODE(Harmonized Tariff Schedule Code)の記載もお願いします。

c)FAK や GENERAL CARGE、MACHINERY、ELECTRICAL GOODS などの一般貨物名称や OTHERS、ETC、NOS などの包括的な貨物内容表記は米国税関に受け付けられません。ご注意ください。

d)また、化学品につきましても、必ず正式な科学品名の記載をお願いします。

3, 最小梱包単位での個数の記載

a)貨物の数量は最小外装梱包単位数量の記載をお願いいたします。Pallet(s), Skid(s), Bundle(s)数だけの表示は受け付けられません。たとえば、10Pallets 上に合計 200Cartons の貨物が積載されている場合は、"200Cartons"と表記ください。

(X) 10 PALLETS
(O) 200 CARTONS　(10 PALLETS)

また、Package の表記は認められておりますので、以下のような表記は可能です。

(X) 1 PALLET (1 UNIT)
(O) 1 PACKAGE (STC 1 UNIT)
(O) 1 UNIT (1 PALLET)

(X) 5 PALLETS (250 CARTONS)
(O) 5 PACKAGES (STC 250 CARTONS)
(O) 250 CARTONS (5 PALLETS)

b)数量の表記は、確実で迅速な処理のため、「SHIPPING INSTRUCTION」「COMMERCIAL INVOICE」「PACKING LIST」「AMS SHEET」などの各書類を、すべて統一していただきますようお願いいたします。

c)SHIPPING MARK の NUMBERING につきましては、以下の通りご注意いただきますようお願い申し上げます。

C/NO.*****　➔ CARTON, CRATE, CASE　の場合のみ
P/NO.*****　➔ PACKAGE, PALLET の場合のみ
NO.*****　➔ すべての梱包形態に共通して使用できます。

以上　どうぞよろしくおねがいします。

（別紙）CARGO DESCRIPTIONS 表記について

下記は、2003/01/27 現在、米国税関の WEB SITE で掲載されている DESCRIPTION 表記例です。
(http://www.customs.gov/xp/cgov/import/carriers/24hour_rule/ 上の "**Frequently Asked Questions on the 24-Hour Rule** "内に掲載されております。)

Not Acceptable	Acceptable
Apparel Wearing Apparel, Ladies' Apparel, Men's Apparel	Clothing, Shoes Jewelry (may include watches)
Appliances	Kitchen Appliances Industrial Appliances Heat Pump
Autoparts Parts	New Autoparts Used Autoparts
Caps	Baseball Caps, Blasting Caps Bottle Caps, Hub Caps
Chemicals, hazardous Chemicals, non-hazardous	Actual Chemical Name (not brand name) Or U.N. HAZMAT Code Identifier #
Electronic Goods Electronics	Computers Consumer Electronics, Telephones Electronic Toys (can include Gameboys, Game Cubes, Dancing Elmo Doll etc.) Personal/Household Electronics (PDA's, VCR's, TV's)
Equipment	Industrial Equipment, Oil Well Equipment Automotive Equipment, Poultry Equipment etc.
Flooring	Wood Flooring, Plastic Flooring, Carpet, Ceramic Tile, Marble Flooring
Foodstuffs	Oranges Fish Packaged Rice, Packaged Grain, Bulk Grain
Iron	Iron Pipes, Steel Pipes
Steel	Iron Building Material, Steel Building Material
Leather Articles	Saddles Leather Handbags Leather Jackets, Shoes
Machinery	Metal Working Machinery Cigarette Making Machinery
Machines	Sewing Machines Printing Machines
Pipes	Plastic Pipes PVC Pipes Steel Pipes Copper Pipes
Plastic Goods	Plastic Kitchenware, Plastic Houseware, Industrial Plastics Toys, New/Used Auto Parts
Polyurethane	Polyurethane Threads Polyurethane Medical Gloves
	Personal Effects Household Goods
Rubber Articles	Rubber Hoses Tires Toys Rubber Conveyor Belts
Rods	Welding Rods Rebar Aluminum Rods Reactor Rods
Scrap	Plastic Scrap Aluminum Scrap Iron Scrap
STC (Said to Contain) General Cargo FAK (Freight of All Kinds) "No Description"	
Tiles	Ceramic Tiles Marble Tiles
Tools	Hand Tools Power Tools Industrial Tools
Wires	Electric Wires Auto Harness Coiled Wire (Industrial)